

株式会社サクセスに修理・交換を依頼された皆様へ

平成19年2月19日

〒101-0047

東京都千代田区内神田一丁目2番2号

小川ビル4階 服部総合法律事務所

電 話 03-3295-0051

FAX 03-3295-1224

株式会社サクセス 破産管財人 弁護士 服部 秀一

破産管財人代理 弁護士 大月 将幸

謹啓

皆様、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

すでにご案内のとおり、株式会社サクセスは、平成19年2月2日午前9時00分東京地方裁判所民事第20部において破産手続開始決定を受け（事件番号・平成19年（フ）第1688号）、当職が同社の破産管財人に選任されました。これにより同破産会社の財産はすべて破産財団を構成し、破産財団の管理処分権は法律上当職に帰属しました。

株式会社サクセスの営業は破産手続開始によりすべて終了し、現在、破産法に法り裁判所の監督の下、清算段階にあります。従いまして、ご依頼いただいた修理につきましては、管財人においてこれを遂行することができませんので、修理契約を破産法第53条により解除すると共に、本日、お預かりしていた修理品を現状のままで返還させていただきます。また、交換品につきましても、管財人において交換することができませんので、返送させていただきます。ただし、皆様の個々の修理品等が、いかなる作業段階にあるのか（作業未着手なのか、作業途中なのか、修理完了しているのか等）につきましては、多数の物品が存在している関係上、個別に回答することができません。皆様方には多大なご迷惑をおかけしまして大変恐縮ですが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、皆様方の修補請求権・交換請求権は、すべて破産債権となります。別送の破産債権届出書を弊事務所宛てにご提出ください。破産債権届出書が送達されていない場合には弊事務所までご連絡ください。当方から郵送させていただきます。

謹白